

議案番号 提案課名	件名 内容												
議案第49号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について												
人 事 課	<p>【改正の趣旨】 高年齢期の職員の活躍を推進するために定年を引き上げるほか、地方公務員法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うに当たり、当該関係条例の一部を改正又は廃止しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）</p> <p>【改正条例】 (1) 三田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年条例第35号） (2) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第35号） (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年条例第30号） (4) 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第16号） (5) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第21号） (6) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号） (7) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第10号） (8) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号） (9) 三田市職員の特殊勤務手当条例（平成18年条例第16号） (10) 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年条例第25号） (11) 職員の再任用に関する条例【廃止】（平成13年条例第35号）</p> <p>【改正の内容】 ■職員の定年等に関する条例の改正【改正条例（5）】 1 定年年齢の引き上げに関する規定の整備 職員の定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とするための規定の整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="520 1827 1225 1921"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R5</th> <th>R7</th> <th>R9</th> <th>R11</th> <th>R13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年年齢</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>63</td> <td>64</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）に関する規定の整備【改正条例（6）（7）】 (1) 管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した管理職（管理</p>	年度	R5	R7	R9	R11	R13	定年年齢	61	62	63	64	65
年度	R5	R7	R9	R11	R13								
定年年齢	61	62	63	64	65								

職手当支給対象者)の職員については、翌年の4月1日までに管理職以外の職に降任する規定を設ける。

(2) 特例として公務上の必要がある場合には、引き続き管理職として勤務できる規定を設ける。

3 再任用制度に関する規定の整備【改正条例(11)】

(1) 定年前再任用制度：60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設ける。

(2) 暫定再任用制度：定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設ける。

(3) 現行の再任用制度：定年年齢の引上げに伴い、現行制度を廃止する(職員の再任用に関する条例の廃止)。

4 情報提供・意思確認制度に関する規定の整備

職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設ける。

■一般職の職員の給与に関する条例の改正【改正条例(2)】

1 60歳を超える職員の給与に関する規定の整備【改正条例(1)】

(1) 60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料の月額を7割水準とする規定を設ける。

(2) 管理監督職勤務上限年齢前の給料月額の7割水準となるよう措置するために、調整額の規定を設ける。(管理職手当支給対象者)

2 定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定の整備

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等に関する規定を設ける。

3 暫定再任用職員の給与に関する規定の整備

暫定再任用職員の給与については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する規定を設ける

■その他の条例の改正【改正条例(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)】

地方公務員法の改正に伴う所要の規定を整備

・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。等

【施行期日】

令和5年4月1日。ただし、情報提供・意思確認制度に関する規定については、公布の日から施行する。